

## ◆アメリカの入出国制限や必要書類について◆

### (1) 渡航可否判定

ESTA（電子渡航認証）または査証を取得し、渡航可能

### (2) パスポート要件

帰国時まで有効なもの（入国時 90 日以上が望ましい）

ESTA は入国時に有効であること

### (3) コロナ影響下での各国入国制限措置

#### 《ご出発までにご準備いただく事》

##### ① 宣誓書 (Attestation)

アメリカ政府 (CDC) に対し「新型コロナウイルスのワクチン接種済であること（またはワクチン接種免除対象であること）」を宣誓する宣誓書を提出しなければなりません。以下、アメリカ疾病予防管理センター (CDC) のホームページより、最新の宣誓書 (Attestation) をダウンロードし、ご記入ください。

<https://www.cdc.gov/quarantine/order-safe-travel.html>

##### ② 海外渡航用ワクチン接種証明書の取得

※日本の市区町村で発行された紙版または、デジタル庁発行アプリ版のワクチン接種証明書が有効です。

※取得方法につきましては、下記 URL をご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_certificate.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html)

なお、アメリカ入国に際しては 2 回（日本で受けた場合）接種済であれば問題ございません。（3 回目接種は問わない）

また、18 歳未満のお子様はワクチン接種証明書は不要です。

詳しくはアメリカ疾病予防管理センターホームページをご参照ください。

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/proof-of-vaccination.html>

#### 《入国後の隔離措置…無》

2～17 歳のお子様で、ワクチン接種証明書を取得されていない方は、到着の 3～5 日後に COVID-19 検査を受けることが求められています。

★最新の渡航情報については渡航要件が集約された以下 Sherpa 提供サイトもご確認ください。

<https://apply.joinsherpa.com/travel-restrictions?affiliateId=japanairlines&language=ja-JP>

※Sherpa に掲載されている情報も必ずしも最新情報ではない場合や言語表現が最適でない場合がございます。

ご出発前に、必ずパスポート国（国籍）・渡航先各国の大使館または領事館・保健機関関連情報にて

最新の情報をご確認いただくとともに、現地受け入れ先企業様へのご確認もいただけますようお願いいたします。

#### ●参考

在アメリカ日本国大使館

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid-19.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html)